

ワーケーション施設環境整備事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出(事業開始の20日前まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着(交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始 ※この補助金においては 着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 ※この補助金においては 完了届の提出は必要ありません。

※事業完了は、事業実施後支払が全て終了しているか、支払が全て終わり成果物が納入された時点となります。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

※補助事業の完了又は中止もしくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

提出された実績報告書及び領収書等証拠書類を審査し、補助金額を確定の上、
通知を行うとともに、精算払の場合は指定された口座に振り込みます。
なお、代表者以外の名義の口座への振込を希望される場合には、委任状を提出
してください。

資料提出・問い合わせ先

輝く鳥取創造本部 とっとり暮らし推進局 人口減少社会対策課
鳥取県鳥取市東町一丁目220
電話:0857 - 26 - 7128
電子メール:jinkoutaisaku@pref.tottori.jp